

審議会における水道料金の改定経過

審議年度	答申日	改定適用 年月	使用料金（円） （2カ月 税込）	改定率	備 考
			一般家庭13mm50m ³ 使用料金		
【大町市水道料金審議会】					
平成7年度	平成7年9月28日	H8.4 （3月検針 分）から	5,190	平均 9.09%	企業債償還資金及び石綿管更新 事業に充当するため改定 ◎昭和62年以来の改定 ※消費税3%
平成10年度	平成10年10月21日		5,290	据え置き	現行料金を平成11年度まで1 か年据え置くことが適当、また 平成12年4月以降の料金につ いては再度検討を要する ※消費税5%
平成11年度 （3年ごとに開催 することとしてい るが、前回1年据 え置きとしたため 1年後の11年度に 開催）	平成11年10月22日	H12.4 （3月検針 分）から	6,120	平均 15.8%	配水池の建設、老朽石綿管の布 設替え等、施設整備拡充に伴い 改定
平成14年度	平成14年11月6日	H15.4.1 使用分から	6,930	平均 7.07%	計算しやすい料金表示形態を採 用、さらに超過料金段階別方式 廃止により改定
平成17年度	平成17年11月24日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
平成20年度	平成20年10月29日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
平成23年度	平成23年10月27日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
【大町市上下水道事業経営審議会】					
平成26年度	平成27年2月4日		7,120	据え置き	引き続き経営努力に努める ※消費税8%
平成29年度	平成30年3月23日		7,120 （現在7,260）	据え置き	引き続き経営努力に努める ※消費税10%（R元.10.1～）